千葉県(1)
選挙管理委員会
31.4.-1
千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書（平成 30 年分）

（ふりがな）（にほんきょうさんとうちばけんいいんかい）

1 政治団体の名称　日本共産党千葉県委員会

2 主たる事務所の所在地　千葉市中央区新千葉3-16-15

3 代表者の氏名　浮揚　幸裕

4 会計責任者の氏名　大西　航

問合せ先

（担当者）大西　航

（電話）043-241-4251

（担当者）

（電話）

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。

国会議員関係政治団体の区分

（政治資金規正法第１９条の７第１項）

☐ 第１号に係る国会議員関係政治団体

☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体

・公職の候補者の氏名

・公職の種類

（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

☐ 1年を通じて適用

☐ 対象年の途中での適用の異動あり

（「異動あり」の場合のみ以下を記入）

平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☑ 政党の支部　☐ 政党

☐ その他の政治団体（後援会等）　☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団体の支部　☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ ２以上の都道府県の区域等

☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☑ 無

☐ 有

（以下　指定「有」の場合のみ記載）

・公職の種類

（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）

・資金管理団体の届出をした者の氏名

・資金管理団体の指定の期間

☐ 1年を通じて適用

☐ 対象年の途中での適用の異動あり

（「異動あり」の場合のみ以下を記入）

平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意(1)上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。
(2)上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。
(3)記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(4)提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。）

団体コード						翌年への繰越金
1	0	0	5	4	0	¥96,044,530

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）		450,	474,	673
①（前年からの繰越額）		84,	725,	812
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）		365,	748,	861
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）		354,	430,	143
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）		96,	044,	530

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額 A		34,	727,	732
員数			87,	039人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附		63,	569,	912	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）		63,	569,	912	(ｱ)～(ｳ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附					内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B （ア＋イ）		63,	569,	912	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入										
			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党中央委員会		18,	377,	778	H30. 1. 31	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃		16,	597,	426	H30. 2. 28	〃	
			〃		16,	586,	322	H30. 3. 30	〃	
			〃		18,	675,	984	H30. 4. 27	〃	
			〃		16,	946,	073	H30. 5. 31	〃	
			〃		16,	351,	117	H30. 6. 29	〃	
			〃		16,	162,	118	H30. 7. 31	〃	
			〃		16,	002,	604	H30. 8. 31	〃	
			〃		16,	106,	205	H30. 9. 28	〃	
			〃		16,	046,	899	H30. 10. 31	〃	
			〃		16,	044,	208	H30. 11. 30	〃	
			〃		16,	974,	587	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計		200,	871,	321			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５） 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県中部地区委員会		1,	270,	795	H30. 1. 31	千葉市花見川区検見川町5-255-１	
			〃			999,	872	H30. 2. 28	〃	
			〃		1,	008,	274	H30. 3. 30	〃	
			〃		1,	016,	093	H30. 4. 27	〃	
			〃		1,	029,	716	H30. 5. 31	〃	
			〃		1,	017,	402	H30. 6. 29	〃	
			〃		2,	695,	745	H30. 7. 31	〃	
			〃		1,	102,	007	H30. 8. 31	〃	
			〃		1,	460,	206	H30. 9. 28	〃	
			〃		1,	083,	698	H30. 10. 31	〃	
			〃		1,	043,	286	H30. 11. 30	〃	
			〃		3,	408,	052	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計		17,	135,	146			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県西部地区委員会		1,	113,	731	H30. 1. 31	船橋市二和東6-41-20	
			〃			953,	155	H30. 2. 28	〃	
			〃			744,	295	H30. 3. 30	〃	
			〃			773,	680	H30. 4. 27	〃	
			〃			674,	150	H30. 5. 31	〃	
			〃			712,	396	H30. 6. 29	〃	
			〃		1,	118,	668	H30. 7. 31	〃	
			〃			773,	386	H30. 8. 31	〃	
			〃		1,	166,	388	H30. 9. 28	〃	
			〃			671,	110	H30. 10. 31	〃	
			〃		1,	201,	521	H30. 11. 30	〃	
			〃		1,	397,	820	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計		11,	300,	300			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会			380,	255	H30. 1. 31	市川市八幡2-8-2	
			〃			298,	225	H30. 2. 28	〃	
			〃			333,	500	H30. 3. 30	〃	
			〃			322,	525	H30. 4. 27	〃	
			〃			318,	900	H30. 5. 31	〃	
			〃			322,	325	H30. 6. 29	〃	
			〃			760,	055	H30. 7. 31	〃	
			〃			422,	600	H30. 8. 31	〃	
			〃			590,	700	H30. 9. 28	〃	
			〃			389,	075	H30. 10. 31	〃	
			〃			355,	100	H30. 11. 30	〃	
			〃			828,	350	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計			5, 321,	610			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会			497,	381	H30. 1. 31	松戸市千駄堀1810-2	
			〃			447,	327	H30. 2. 28	〃	
			〃			429,	247	H30. 3. 30	〃	
			〃			434,	133	H30. 4. 27	〃	
			〃			429,	949	H30. 5. 31	〃	
			〃			944,	615	H30. 6. 29	〃	
			〃			987,	612	H30. 7. 31	〃	
			〃			581,	362	H30. 8. 31	〃	
			〃			514,	525	H30. 9. 28	〃	
			〃			435,	664	H30. 10. 31	〃	
			〃			435,	725	H30. 11. 30	〃	
			〃		1,	193,	665	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計		7,	331,	205			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東葛地区委員会			565,	770	H30. 1. 31	柏市増尾台1-2-16	
			〃			584,	797	H30. 2. 28	〃	
			〃			524,	165	H30. 3. 30	〃	
			〃			518,	043	H30. 4. 27	〃	
			〃			556,	381	H30. 5. 31	〃	
			〃		1,	782,	267	H30. 6. 29	〃	
			〃			610,	531	H30. 7. 31	〃	
			〃			546,	001	H30. 8. 31	〃	
			〃			870,	884	H30. 9. 28	〃	
			〃			565,	850	H30. 10. 31	〃	
			〃		1,	762,	068	H30. 11. 30	〃	
			〃			830,	550	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計		9,	717,	307			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県印旛地区委員会			246,	032	H30. 1. 31	佐倉市鏑木町487-5	
			〃			241,	305	H30. 2. 28	〃	
			〃			291,	334	H30. 3. 30	〃	
			〃			222,	803	H30. 4. 27	〃	
			〃			233,	893	H30. 5. 31	〃	
			〃			724,	865	H30. 6. 29	〃	
			〃			230,	622	H30. 7. 31	〃	
			〃			234,	722	H30. 8. 31	〃	
			〃			730,	903	H30. 9. 28	〃	
			〃			322,	980	H30. 10. 31	〃	
			〃			252,	088	H30. 11. 30	〃	
			〃			592,	603	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計			4, 324,	150			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県北部地区委員会			515,	716	H30. 1. 31	旭市ロ1404-1	
			〃			141,	810	H30. 2. 28	〃	
			〃			185,	540	H30. 3. 30	〃	
			〃			108,	507	H30. 4. 27	〃	
			〃			101,	633	H30. 5. 31	〃	
			〃			368,	281	H30. 6. 29	〃	
			〃			407,	480	H30. 7. 31	〃	
			〃			276,	259	H30. 8. 31	〃	
			〃			113,	680	H30. 9. 28	〃	
			〃			116,	005	H30. 10. 31	〃	
			〃			115,	319	H30. 11. 30	〃	
			〃			784,	730	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計			3, 234,	960			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東部地区委員会			431,	047	H30. 1. 31	茂原市高師571-6	
			〃			327,	216	H30. 2. 28	〃	
			〃			328,	661	H30. 3. 30	〃	
			〃			343,	404	H30. 4. 27	〃	
			〃			349,	836	H30. 5. 31	〃	
			〃			294,	198	H30. 6. 29	〃	
			〃			358,	821	H30. 7. 31	〃	
			〃			363,	370	H30. 8. 31	〃	
			〃			438,	966	H30. 9. 28	〃	
			〃			307,	319	H30. 10. 31	〃	
			〃			456,	964	H30. 11. 30	〃	
			〃			456,	541	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計		4,	456,	343			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入										
			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県南部地区委員会			224,	245	H30. 1. 31	木更津市新宿12-9	
			〃			161,	868	H30. 2. 28	〃	
			〃			238,	170	H30. 3. 30	〃	
			〃			152,	045	H30. 4. 27	〃	
			〃			210,	038	H30. 5. 31	〃	
			〃			189,	393	H30. 6. 29	〃	
			〃			354,	341	H30. 7. 31	〃	
			〃			150,	866	H30. 8. 31	〃	
			〃			527,	585	H30. 9. 28	〃	
			〃			147,	219	H30. 10. 31	〃	
			〃			157,	424	H30. 11. 30	〃	
			〃			385,	595	H30. 12. 28	〃	
8	0	0	この頁の小計		2,	898,	789			
9	0	0	合計 F		266,	591,	131			

（その６）

（６）その他の収入

摘要	金額 十億	百万	千	円	収入年月日	備考
障害者職場復帰支援助成金			350,	000	H30. 1. 22	
〃			350,	000	H30. 7. 26	
この頁の小計			700,	000		
１件10万円未満のもの			160,	086		
合計 G			860,	086		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
加藤　英雄		2,	800,	000		柏市豊四季台2-1-42-204	県議会議員	
			500,	000	H30. 4. 25			
		1,	200,	000	H30. 7. 25			
			100,	000	H30. 7. 29			
		1,	000,	000	H29. 12. 25			
丸山　慎一		3,	000,	000		船橋市本町7-21-6-709	県議会議員	
			500,	000	H30. 4. 25			
			100,	000	H30. 7. 10			
		1,	200,	000	H30. 7. 25			
			200,	000	H30. 12. 20			
		1,	000,	000	H29. 12. 25			
この頁の小計		5,	800,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
岡田　幸子		3,	000,	000	／	市川市八幡1-18-16	県議会議員	
			500,	000	H30. 4. 25			
			100,	000	H30. 5. 8			
		1,	200,	000	H30. 7. 25			
		1,	000,	000	H29. 12. 25			
			200,	000	H29. 12. 28			
寺尾　賢		2,	800,	000	／	千葉市花見川区畑町868-4	県議会議員	
			500,	000	H30. 4. 25			
		1,	200,	000	H30. 7. 25			
		1,	000,	000	H29. 12. 25			
			100,	000	H29. 12. 28			
この頁の小計		5,	800,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
三輪　由美		3,	000,	000		松戸市八ケ崎2-13-5サンフォーレ松戸701号	県議会議員	
			500,	000	H30. 4. 25			
		1,	200,	000	H30. 7. 25			
		1,	000,	000	H29. 12. 25			
			300,	000	H29. 12. 28			
相木　伸之			40,	000		船橋市夏見1-8-8-101	会社員	
			30,	000	H30. 7. 3			
			10,	000	H30. 7. 3			
有賀　功子			6,	000		四街道市めいわ3-23-10	無職	
			3,	000	H30. 10. 4			
			3,	000	H30. 12. 11			
この頁の小計		3,	046,	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
池谷　忠久			17,	000 〃		柏市松ヶ崎250-11	無職	
			7,	000	H30. 5. 23			
			10,	000	H30. 12. 11			
市川　寿子			110,	000 〃		習志野市東習志野4-9-31	無職	
			100,	000	H30. 5. 23			
			10,	000	H30. 9. 10			
逸見　眞一			132,	400 〃		船橋市松が丘4-52-5	無職	
			100,	000	H30. 5. 15			
			32,	400	H30. 12. 20			
井上　美穂子			150,	000	〃	習志野市谷津3-1-33-308	無職	
			50,	000	H30. 2. 26			
			100,	000	H30. 10. 4			
この頁の小計			409,	400	〃			
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
大槻　厚志			60,	000		船橋市西習志野3-20-4	弁護士	
			30,	000	H30. 8. 2			
			30,	000	H30. 12. 25			
大前　健二			60,	000		埼玉県三郷市三郷1-18-34	会社員	
			30,	000	H30. 8. 16			
			30,	000	H30. 12. 16			
尾畑　晃範			70,	000		千葉市花見川区幕張町5-417-16-3-507	公認会計士	
			20,	000	H30. 5. 10			
			30,	000	H30. 8. 1			
			20,	000	H30. 12. 11			
この頁の小計			190,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
金子　泰夫			42,	200		四街道市大日470-16	無職	
			20,	000	H30. 5. 2			
			22,	200	H30. 12. 28			
草野　高徳			15,	000		船橋市習志野台4-22-14-103	無職	
			5,	000	H30. 2. 28			
			10,	000	H30. 9. 11			
高地　幸代			40,	000		東京都墨田区文花2-2-17　エクレーク亀戸301	会社員	
			20,	000	H30. 8. 16			
			20,	000	H30. 12. 16			
小松　敦			93,	000		浦安市入船3-3-2	政党職員	
			10,	000	H30. 9. 20			
			83,	000	H30. 12. 25			
この頁の小計			190,	200				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
佐久間　良和			20,	000		習志野市東習志野3-8-18	無職	
			10,	000	H30. 7. 13			
			10,	000	H30. 9. 20			
佐藤　良治			15,	000		松戸市西馬橋5-33	建築業	
			10,	000	H30. 9. 20			
			5,	000	H30. 12. 27			
白井　幸男			85,	000		習志野市藤崎5-4-52-804	弁護士	
			30,	000	H30. 3. 29			
			55,	000	H30. 12. 28			
高橋　由紀			187,	484		船橋市若松2-5-5-207	政党職員	
			80,	000	H30. 11. 8			
			107,	484	H30. 12. 25			
この頁の小計			307,	484				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
仁木　利則		10,	600,	000		船橋市金杉台1-2-3-204	政党職員	
		10,	000,	000	H30. 7. 19			
			500,	000	H30. 12. 28			
			100,	000	H30. 12. 28			
花井　左千子			60,	000		習志野市大久保2-10-1	無職	
			30,	000	H30. 3. 1			
			30,	000	H30. 12. 31			
細山　公子		1,	050,	000		船橋市飯山満町3-1519-1-601	医師	
		1,	000,	000	H30. 5. 25			
			50,	000	H30. 12. 20			
この頁の小計		11,	710,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
又木　真理			26,	000		船橋市田喜野井1-28-29	無職	
			2,	000	H30. 2. 1			
			3,	000	H30. 4. 4			
			2,	000	H30. 5. 7			
			2,	000	H30. 5. 23			
			3,	000	H30. 6. 5			
			3,	000	H30. 7. 10			
			3,	000	H30. 9. 6			
			3,	000	H30. 10. 16			
			5,	000	H30. 12. 11			
酒井　洋子		2,	300,	000		千葉市中央区松波2-3-14	無職	
		2,	000,	000	H30. 4. 3			
			300,	000	H30. 7. 3			
この頁の小計		2,	326,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
松山　力		1,	200,	000		船橋市習志野1-7-21	無職	
		1,	000,	000	H30. 4. 10			
			200,	000	H30. 8. 16			
星野　吉次			100,	000	H30. 1. 13	市川市曽谷3－6－13	自営業	
多田　弘夫			50,	000	H30. 1. 4	松戸市小金きよしヶ丘2－10－14	無職	
多田　文候			50,	000	H30. 1. 4	松戸市小金きよしヶ丘2－10－14	自営業	
岩男　充			5,	000	H30. 1. 9	千葉市若葉区加曽利町727-3	会社員	
初山　京子			2,	000	H30. 1. 10	南房総市千倉町北朝夷92－1	無職	
角田　由利子			5,	000	H30. 1. 11	習志野市津田沼6-1-30-426	無職	
菅原　千枝			50,	000	H30. 1. 11	千葉市美浜区高浜5-10-4	無職	
石田　孝三			20,	000	H30. 1. 15	千葉市美浜区磯辺3-10-21	無職	
大崎　徹			5,	000	H30. 1. 16	鎌ヶ谷市西道野辺10-30-103	無職	
桑畑　賀寸之			3,	000	H30. 1. 16	いすみ市釈迦谷358番地１	無職	
庭田　恵子			100,	000	H30. 1. 17	千葉市美浜区高洲2-7-4-303	政党職員	
この頁の小計		1,	590,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
折谷　弘子　40			5,	000	H30. 1. 17	鎌ヶ谷市西道野辺13-35-403	無職	
関　健一			30,	000	H30. 1. 18	館山市神余4480-60	無職	
気賀沢　紀美			20,	000	H30. 1. 19	船橋市三山5-52-16	無職	
青木　政子			5,	000	H30. 2. 26	市川市本北方2-8-7	無職	
安司　正明			1,	000	H30. 2. 26	市川市塩浜4-2-43-402	無職	
金児　久子			10,	000	H30. 2. 26	千葉市若葉区西都賀2-13-8	無職	
金児　宰			10,	000	H30. 2. 26	千葉市若葉区西都賀2-13-8	無職	
佐藤　久代			30,	000	H30. 2. 26	千葉市若葉区みつわ台3-1、11－101	無職	
村上　善則			10,	000	H30. 2. 26	東京都江戸川区江戸川6－22－9	無職	
大崎　信			500,	000	H30. 2. 26	八千代市萱田町742-6 ベルパーク八千代M-117	無職	
森山　仙一郎			10,	000	H30. 2. 26	富津市竹岡4350	無職	
ミール　計恵			100,	000	H30. 2. 26	松戸市松戸新田3-17	市議会議員	
堀　政晴			3,	000	H30. 2. 26	鎌ヶ谷市富岡3-11-13-202	医療機関勤務	
小太刀　美津枝			2,	000	H30. 2. 28	埼玉県三郷市さつき平1-4-1-810	無職	
榎本　喜美子			10,	000	H30. 2. 28	旭市ニ6317-24	無職	
この頁の小計			746,	000				
その他の寄附								
合計								

／

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
石毛　巳作			50,	000	H30. 2. 28	銚子市春日台町18-4	無職	
高松　良雄			50,	000	H30. 1. 20	千葉市緑区誉田町2-7	無職	
小黒　孝雄			500,	000	H30. 3. 7	四街道市中台511ケアプラザ四街道	無職	
斉藤　嘉治			20,	000	H30. 3. 12	船橋市丸山1-38-12	無職	
長瀬　公二			10,	000	H30. 3. 12	流山市江戸川台東2-298-2	無職	
柴田　さよ			2,	000	H30. 3. 8	君津市陽光台3-9-37	無職	
柏崎　末人		1,	000,	000	H30. 3. 13	富里市日吉台1-23-16	無職	
小出　貴似子			5,	000	H30. 3. 20	習志野市東習志野2-4-2-103	無職	
柏崎　のり子		2,	000,	000	H30. 3. 29	富里市日吉台1-23-16	市議会議員	
松本　悟			30,	000	H30. 4. 2	茂原市下永吉1666-13	無職	
石川　敏宏			20,	000	H30. 4. 2	船橋市高根台 1-9-19-304	無職	
野村　武人			30,	000	H30. 4. 20	君津市中野3-3-18	無職	
数藤　昌子			10,	000	H30. 4. 20	千葉市緑区誉田町3-48-9	無職	
坂本　博志			10,	000	H30. 4. 20	千葉市中央区東千葉1-2-18	無職	
三橋　恒夫			100,	000	H30. 4. 21	千葉市中央区千葉寺町1249－13	無職	
この頁の小計		3,	837,	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
阿部　智代美			10,	000	H30. 4. 21	我孫子市天王台6-10-53	無職	
森田　みどり			10,	000	H30. 4. 25	船橋市二宮2-30-2	無職	
金丸　かほる			100,	000	H30. 4. 24	成田市公津の杜5-15-3	無職	
飯塚　榮司			100,	000	H30. 4. 24	千葉市中央区院内2-10-6	団体職員	
高橋　勲			500,	000	H30. 4. 24	市川市本北方1-10-19	弁護士	
中島　忠夫			5,	000	H30. 4. 24	柏市八幡町3-44	無職	
中島　みさを			5,	000	H30. 4. 24	柏市八幡町3-44	無職	
高橋　高子			200,	000	H30. 5. 1	市川市本北方1-10-19	弁護士	
池田　宏樹			10,	000	H30. 5. 2	千葉市若葉区大宮台2-23-9	無職	
関　博之			30,	000	H30. 5. 2	東京都足立区千住元町15-12	無職	
村井　嘉美			5,	000	H30. 5. 2	柏市南増尾3-19-1	無職	
熊岡　洋一			10,	000	H30. 5. 2	東京都新宿区早稲田鶴巻町521	無職	
天野　光則			50,	000	H30. 5. 2	東京都世田谷区太子堂5-33-７	無職	
佐野　明彦			10,	000	H30. 5. 3	千葉市若葉区原町908-2	無職	
小島　鉄雄			10,	000	H30. 5. 6	八街市八街に53-219	無職	
この頁の小計		1,	055,	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
小野口　公也			5,	000	H30. 5. 7	船橋市大穴北8－12－22	無職	
岡野　孝信			3,	000	H30. 5. 7	山武市武勝227－2	無職	
牧　ゆり子			100,	000	H30. 5. 7	千葉市美浜区磯辺5-7-1-105	無職	
田辺　義之			10,	000	H30. 5. 8	千葉市花見川区さつきが丘2－34－12－104	無職	
清宮　肇			3,	000	H30. 5. 8	佐倉市飯田1659－2	無職	
勝見　和弘 50			500,	000	H30. 5. 8	成田市玉造5-12-4	無職	
長澤　成次			100,	000	H30. 5. 11	船橋市北本町1-18-1-408	無職	
横田　記代			5,	000	H30. 5. 15	流山市松ヶ丘4-514-198	無職	
野呂　安正			6,	000	H30. 5. 15	千葉市稲毛区山王町404-10	無職	
吉田　義明			10,	000	H30. 5. 15	我孫子市青山崎台3-8-7	無職	
伊藤　清人			10,	000	H30. 5. 15	船橋市北本町2-4-9	無職	
橋村　不二郎			10,	000	H30. 5. 15	市原市米沢704-11	無職	
長谷川　守攻			50,	000	H30. 5. 15	千葉市緑区大膳野町4-854	無職	
長谷川　由美			50,	000	H30. 5. 15	千葉市緑区大膳野町4-854	無職	
平形　慎吾			5,	000	H30. 5. 15	船橋市丸山1-32-5	無職	
この頁の小計			867,	000	/			
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
平形　千恵子			5	000	H30.5.15	船橋市丸山1-32-5	無職	
石井　克枝			10	000	H30.5.15	習志野市東習志野8-10-2	無職	
岩永　倬俊			10	000	H30.5.15	四街道市千代田4-40-10	無職	
長谷川　巖			100	000	H30.5.15	柏市みどり台1-12-1	無職	
遠山　晴浩			1	000	H30.5.15	千葉市美浜区高洲3-15-6-704	無職	
森村　敏子			10	000	H30.5.15	千葉市若葉区みつわ台3-13-11-502	無職	
関　聡子			20	000	H30.5.15	柏市光ヶ丘4-13-4	無職	
田部井　健			100	000	H30.5.15	千葉市若葉区加曾利町1298-11	無職	
竹内　和男			10	000	H30.5.16	流山市向小金1-378-1-A407	無職	
蔵本　暁子			1	000	H30.5.16	佐倉市井野1558-36	無職	
伴　火穂			10	000	H30.5.16	我孫子市柴崎台1-18-16	高校講師	
矢島　久美子			10	000	H30.5.16	船橋市小室町901-C8-203	無職	
加藤　直之			5	000	H30.5.16	我孫子市白山3-8-14-102	無職	
加藤　節子			5	000	H30.5.16	我孫子市白山3-8-14-102	無職	
大野　洋志			5	000	H30.5.16	船橋市丸山4-22-4	無職	
この頁の小計			302	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
大野　久仁子			5,	000	H30.5.16	船橋市丸山4-22-4	無職	
青山　美枝子			100,	000	H30.5.16	我孫子市下ヶ戸417-25	無職	
藤巻　一世			100,	000	H30.5.16	船橋市旭町3-6-1	無職	
吉村　りよみ			10,	000	H30.5.16	船橋市鈴身町105-26	無職	
森　博司			20,	000	H30.5.16	柏市北柏台14-1　ベルドゥ北柏401	無職	
佐久間　美八子			500,	000	H30.5.16	船橋市本町5-15-9	無職	
窪岡　実			300,	000	H30.5.16	市原市権現堂50-10	自営業	
中林　明			10,	000	H30.5.16	柏市酒井根639-2	無職	
土肥　美代子			30,	000	H30.5.23	千葉市花見川区さつきが丘1-37-11	無職	
早川　享男			100,	000	H30.5.23	千葉市緑区おゆみ野5-42-15	無職	
東海　洋子			10,	000	H30.5.23	柏市松葉町6-36-1	無職	
松下　佳紀			30,	000	H30.5.23	市原市江子田307-63	無職	
椎塚　邦男			20,	000	H30.5.23	船橋市丸山4-36-10	無職	
吉松　達喜			50,	000	H30.5.23	我孫子市湖北台6-8-6	無職	
吉松　千草			50,	000	H30.5.23	我孫子市湖北台6-8-6	無職	
この頁の小計		1,	335,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
工藤　充			5,	000	H30. 5. 23	船橋市夏見1-5-1-806	無職	
工藤　宏子			5,	000	H30. 5. 23	船橋市夏見1-5-1-806	無職	
山口　勇			100,	000	H30. 5. 23	市原市八幡1976-3	無職	
岩瀬　芳秋			15,	000	H30. 5. 23	成田市飯田町182-1	無職	
岩瀬　静江			15,	000	H30. 5. 23	成田市飯田町182-1	無職	
森　和男			10,	000	H30. 5. 23	柏市増尾2-23-25	無職	
和田　恵津子			5,	000	H30. 5. 23	船橋市市場1-3-7	無職	
村上　正一			1,	000	H30. 5. 23	船橋市馬込町942-7	無職	
原田　タイ子			100,	000	H30. 5. 23	流山市十大夫186（新D99街区2）103	無職	
春山　秀雄			50,	000	H30. 5. 23	柏市つくしが丘1-10-5	無職	
春山　房子			50,	000	H30. 5. 23	柏市つくしが丘1-10-5	無職	
石河　庄一			10,	000	H30. 5. 23	柏市増尾台2-26-13	無職	
吉川　清			30,	000	H30. 5. 23	千葉市花見川区作新台7-17-18	無職	
柳　掬一郎			50,	000	H30. 5. 23	野田市中里2791	農業	
波多野　康夫			50,	000	H30. 5. 23	習志野市屋敷5-3-13	無職	
この頁の小計			496,	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
吉川　敏男			1,	000	H30. 5. 23	神奈川県川崎市幸区下平間1-2-2-213	無職	
米山　昇司			50,	000	H30. 5. 23	船橋市夏見1-17-30-407	無職	
倉沢　宣彦			100,	000	H30. 5. 23	市原市西広6-17-26	無職	
渡辺　優子			100,	000	H30. 5. 23	船橋市習志野台4-12-3-403	無職	
中島　雅登			2,	000	H30. 5. 23	横浜市青葉区奈良町1566－74	無職	
松尾　和子			5,	000	H30. 5. 23	柏市柏6－1－3－209	無職	
町田　和正			50,	000	H30. 5. 23	千葉市若葉区加曾利町1822－45	無職	
奥野　隆			20,	000	H30. 5. 23	流山市向小金2－423－1－212	無職	
菊池　郭元			5,	000	H30. 5. 23	柏市豊四季台3－1－9－603	無職	
菊池　マスミ			5,	000	H30. 5. 23	柏市豊四季台3－1－9－603	無職	
若林　ひろみ			5,	000	H30. 5. 23	柏市柏の葉3－8－28	無職	
工藤　正一			50,	000	H30. 5. 23	千葉市中央区松波2－16－8	無職	
常岡　靖夫			50,	000	H30. 5. 23	習志野市秋津2－1－4－506	無職	
高橋　陽子			10,	000	H30. 5. 23	成田市橋賀台1－17－17	無職	
高橋　宏夫			10,	000	H30. 5. 23	成田市橋賀台1－17－17	無職	
この頁の小計			463,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
浜中　定夫			100,	000	H30. 5. 23	船橋市南三咲3－11－45	無職	
若鍋　勝子			20,	000	H30. 5. 23	柏市西山2－10－18	無職	
上野　充弘			5,	000	H30. 5. 23	柏市柏1277－36	無職	
今井　忠			500,	000	H30. 5. 23	流山市三輪野山4－18－38	無職	
石林　昭子			30,	000	H30. 5. 23	流山市江戸川台東3－65－15	無職	
町田　程子			50,	000	H30. 5. 23	柏市旭町4－7－6	無職	
小山　みち			10,	000	H30. 5. 23	柏市旭町6－2－19	無職	
木村　友三			30,	000	H30. 5. 23	船橋市藤原6－7－6	無職	
小関　寿幸			5,	000	H30. 5. 25	千葉市稲毛区天台3－3－5－303	無職	
筧　美知子			20,	000	H30. 5. 25	千葉市美浜区真砂4-4-8-203	無職	
佐久間　勉			500,	000	H30. 5. 25	船橋市本町5－15－9	無職	
加藤　一美			20,	000	H30. 5. 28	柏市柏1298－3	無職	
石原　正人			50,	000	H30. 5. 28	市原市市原136－3	無職	
嶋田　征夫			10,	000	H30. 5. 28	千葉市美浜区高浜4－5－6－204	無職	
鹿島　春野			10,	000	H30. 5. 28	流山市若葉台58－302	無職	
この頁の小計		1,	360,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
小泉　富士夫			10,	000	H30.5.28	我孫子市船戸2－5－27	無職	
荒川　一彦			10,	000	H30.5.28	流山市駒木台5－2－A－702	無職	
鎌田　泰子			50,	000	H30.5.28	市原市若宮1－5－9	無職	
柘植　駿亮			20,	000	H30.5.28	千葉市美浜区高浜4－3－6－104	無職	
古川　千代			10,	000	H30.5.28	船橋市みやぎ台1－16－9	無職	
堀　公博			5,	000	H30.5.28	野田市堤台74－4	無職	
髙木　陽子			50,	000	H30.5.28	流山市東深井663－124	会社員	
髙田　和言			10,	000	H30.5.28	柏市あかね町13－14	無職	
桜井　英之助			1,	000	H30.5.28	柏市旭町4－9－5	無職	
古川　和子			20,	000	H30.5.28	八千代市萱田町540－2	無職	
佐々　俊男			50,	000	H30.5.28	千葉市稲毛区小仲台5－5－1－819	無職	
古川　一成			100,	000	H30.5.28	市原市姉ヶ崎166－1	無職	
信夫　彦哉			20,	000	H30.5.28	千葉市美浜区稲毛海岸1-3-8-209	政党職員	
山崎　善啓			100,	000	H30.5.28	千葉市花見川区幕張本郷7－32－19	無職	
山崎　敏子			100,	000	H30.5.28	千葉市花見川区幕張本郷7－32－19	無職	
この頁の小計			556,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
三枝木　丈志			20,	000	H30. 5. 30	神奈川県横浜市戸塚区平戸4－36－18	無職	
堀江　瑞穂			10,	000	H30. 5. 30	柏市酒井根3－27－6	無職	
谷川　光江			10,	000	H30. 5. 30	流山市松ヶ丘4－505-85	無職	
稲葉　佑子			10,	000	H30. 5. 30	流山市駒木1086－38	無職	
渡邉　政一			10,	000	H30. 5. 30	船橋市習志野台8－37－2－201	無職	
石井　光善			20,	000	H30. 5. 30	千葉市稲毛区穴川3－1－4－201	無職	
牧野　洋子			20,	000	H30. 5. 30	船橋市習志野1－9－24	無職	
鷲尾　清			50,	000	H30. 5. 30	冨里市日吉倉1088－14	無職	
池上　幸江			5,	000	H30. 6. 5	東京都練馬区立野町1－32	無職	
近藤　鍒一			30,	000	H30. 6. 5	千葉市花見川区武石町2－925－6	無職	
花山　門雄			1,	000	H30. 6. 5	流山市富士見台2－5－8、2－506	無職	
花山　富佐子			1,	000	H30. 6. 5	流山市富士見台2－5－8、2－506	無職	
守田　禮子			20,	000	H30. 6. 5	船橋市咲が丘4－15－5	ケアマネージャー	
小池　政明			10,	000	H30. 6. 5	千葉市花見川区幕張町4－1814－1－307	無職	
志村　良平			90,	000	H30. 6. 5	千葉市花見川区花園3－5－6ハートフルニュー幕張320	無職	
この頁の小計			307,	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　　個　　人

（７）寄　附　の　内　訳　（個　人）						寄　附　者　の　区　分	個　　人	
寄　附　者　の　氏　名	金　　額				年月日	住　　所	職　業	備　　考
	十億	百万	千	円				
小林　淨子			10	000	H30. 6. 5	東京都八王子市みつい台1－23－1	無職	
泉　淳一郎			50	000	H30. 6. 5	柏市増尾台3－18－5	無職	
中村　敏夫			50	000	H30. 6. 5	千葉市花見川区検見川町3－316-26	無職	
中村　行秀			10	000	H30. 6. 5	東京都西東京市保谷町4－2－4	無職	
児玉　三枝子			1	000	H30. 6. 8	船橋市八木ヶ谷2－20－2	無職	
翠川　利治			50	000	H30. 6. 8	千葉市緑区越智町705－301	無職	
安藤　常雄			5	000	H30. 6. 8	市原市北国分寺台3－6－12	無職	
田中　忠			10	000	H30. 6. 8	野田市東宝珠花72－1	無職	
笹本　さつき			10	000	H30. 6. 8	柏市大津ヶ丘4－14－5	無職	
野原　隆志			200	000	H30. 6. 8	八千代市八千代台北7－4－14	無職	
大貫　導子			5	000	H30. 6. 8	柏市つくしが丘4－9－9	無職	
野口　節子			100	000	H30. 6. 8	千葉市若葉区千城台西1－33－2	無職	
野口　宏			300	000	H30. 6. 8	千葉市若葉区千城台西1－33－2	無職	
及川　幸紀			30	000	H30. 6. 8	市原市国分寺台中央7－8－15	無職	
望月　康子			10	000	H30. 6. 8	埼玉県新座市栄3丁目6－17大泉学園シティハウス107	無職	
この頁の小計			841	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
青野　幸男			12,	000	H30. 6. 8	千葉市稲毛区緑町1－10－1	無職	
中嶋　伸江			100,	000	H30. 6. 8	千葉市花見川区柏井4－6－7	無職	
脇村　優美子			1,	000	H30. 6. 14	船橋市二和西1－4－13	無職	
鈴木　敬教			3,	000	H30. 6. 14	柏市松葉町7－2－4	無職	
河上　栄			20,	000	H30. 6. 14	市原市八幡1687－3	無職	
市川　広			100,	000	H30. 6. 14	船橋市前原東6－8－13	無職	
酒井　龍正			5,	000	H30. 6. 20	流山市西深井838－6	無職	
横島　純子			10,	000	H30. 6. 20	習志野市新栄1-10-1-102	無職	
栗原　美恵			3,	000	H30. 6. 20	千葉市稲毛区園生町1223－11－Ｄ－209	無職	
荒井　勝治			3,	000	H30. 6. 20	八街市八街ほ163-27	無職	
谷川　清二			50,	000	H30. 6. 21	流山市松ヶ丘4－505-85	無職	
山下　三郎			2,	000	H30. 6. 21	流山市東深井663－264	無職	
田久保　孝一			100,	000	H30. 6. 21	千葉市稲毛区轟町2－2－24	無職	
吉沢　敬一			200,	000	H30. 6. 21	千葉市美浜区磯辺4－3－6	無職	
前田　衛			100,	000	H30. 5. 20	八街市大関215-17	無職	
この頁の小計			709,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
千葉　みち子			500,	000	H30. 6. 28	千葉市若葉区桜木3－16－22	無職	
長瀬　一成			15,	000	H30. 7. 1	船橋市市場3－16－1－409	無職	
長瀬　嘉子			15,	000	H30. 7. 1	船橋市市場3－16－1－409	無職	
及川　妙子			50,	000	H30. 7. 1	佐倉市江原台1－32－17	無職	
山本　哲夫			100,	000	H30. 7. 1	佐倉市井野1561－24	無職	
富山　素美			10,	000	H30. 7. 1	我孫子市新木野3－33－5	無職	
上村　尚子			10,	000	H30. 7. 1	船橋市市場3－16－1－511	無職	
田村　ユキ			50,	000	H30. 7. 1	千葉市中央区葛城3－11－22	無職	
黄木　祥久子			100,	000	H30. 7. 1	八千代市勝田台3－5－18	無職	
藤澤　賢一			10,	000	H30. 7. 1	柏市増尾6－1－14	無職	
佐藤　早苗			5,	000	H30. 7. 1	八千代市米本2472－2	医療機関勤務	
須貝　文子			20,	000	H30. 7. 1	千葉市花見川区朝日ヶ丘5－3－4	無職	
遠藤　和孝			5,	000	H30. 7. 10	印西市大森4456－105	無職	
高橋　健			5,	000	H30. 7. 10	船橋市習志野2-1-5	無職	
中田　由紀子			1,	000	H30. 7. 10	船橋市習志野2-1-5	無職	
この頁の小計			896,	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
矢澤　英雄			100,	000	H30. 7. 10	旭市旭町6-3－28	市議会議員	
谷内　香子			10,	000	H30. 7. 10	千葉市若葉区都賀の台2－11－3	無職	
河嶋　寿夫			100,	000	H30. 7. 10	山武市武勝523	無職	
鈴木　ヒサ			5,	000	H30. 7. 10	千葉市稲毛区柏台1-5-302	無職	
田中　泰子			20,	000	H30. 7. 13	愛知県名古屋市千種区穂波町3－37－3－201	無職	
小須田　淳			10,	000	H30. 7. 13	千葉市美浜区高洲2－3－10－201	無職	
南雲　一吉			15,	000	H30. 7. 13	千葉市美浜区高洲2－7－9－105	無職	
南雲　享子			15,	000	H30. 7. 13	千葉市美浜区高洲2－7－9－105	無職	
吾孫子　隆			30,	000	H30. 7. 13	我孫子市布佐酉町61－6	無職	
檜垣　正			20,	000	H30. 7. 13	柏市松葉町5-5-5-406	無職	
高村　忠男			10,	000	H30. 7. 13	流山市東深井84－26	無職	
中小路　純			10,	000	H30. 7. 19	成田市寺台69－1	自営業	
今野　一成			30,	000	H30. 7. 19	千葉市若葉区若松町2393－13	無職	
石林　紀四郎			3,	000	H30. 7. 24	流山市江戸川台東 3－65－15	無職	
阪田　言帝治			30,	000	H30. 7. 24	千葉市花見川区作新台2－1－50	無職	
この頁の小計			408,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
東福　博秋			20,	000	H30. 7. 24	野田市つつみ野2－22－2	無職	
及川　孝			5,	000	H30. 7. 29	四街道市大日899－3	無職	
斉藤　文世			5,	000	H30. 8. 2	船橋市二和西6－17－12	無職	
田畑　恵子			10,	000	H30. 8. 2	千葉市花見川区花見川8-14-208	無職	
鈴木　トミ子			10,	000	H30. 8. 2	船橋市咲が丘2-26-15	無職	
加藤　文三			100,	000	H30. 8. 4	千葉市花見川区花園町37	無職	
加藤　好子			100,	000	H30. 8. 4	千葉市花見川区花園町37	無職	
鶴岡　君枝			50,	000	H30. 8. 4	千葉市花見川区南花園1－42－3	無職	
栗木　日出雄			5,	000	H30. 8. 16	八千代市八千代台東6-16－13	無職	
上妻　務			50,	000	H30. 8. 19	千葉市中央区川戸町546－1	無職	
阿部　千鶴子			10,	000	H30. 8. 19	千葉市花見川区長作台2－4－4	無職	
上條　順子			20,	000	H30. 8. 19	野田市尾崎452-13	無職	
成瀬　真紀子			30,	000	H30. 8. 31	八千代市大和田新田1152－8	無職	
石川　泉			10,	000	H30. 8. 31	千葉市美浜区磯辺4-17-8-106	無職	
柴野　信子			20,	000	H30. 8. 31	千葉市中央区南生実町1307-53	無職	
この頁の小計			445,	000	／			
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
根本　常男			200,	000	H30. 8. 31	松戸市串崎南町132－3	税理士	
田崎　元子			10,	000	H30. 9. 11	船橋市二和西6-22-6	無職	
飯原　忠夫			50,	000	H30. 9. 11	野田市山崎2709-19	無職	
瀬戸山　悦子			50,	000	H30. 9. 11	船橋市習志野台3-12-10-104	無職	
植竹　節子			20,	000	H30. 9. 11	八千代市大和田新田908-1-3-4	無職	
本田　倖世			3,	000	H30. 9. 11	我孫子市つくし野5-7-16	無職	
中嶋　宗一郎			10,	000	H30. 9. 11	船橋市三山3-35-5	無職	
加藤　冨久世			5,	000	H30. 9. 11	船橋市田喜野井1－40－15	無職	
岩井　康			10,	000	H30. 9. 11	我孫子市中峠1563－51	市議会議員	
外谷　和子		1,	000,	000	H30. 9. 11	松戸市新松戸5-1 A-716	無職	
谷ヶ崎　温			5,	000	H30. 9. 13	富里市日吉台3-7-1	無職	
飯島　誠之助			100,	000	H30. 9. 13	千葉市美浜区新港139－7	自営業	
小倉　不貴子			10,	000	H30. 9. 13	流山市前ヶ崎669-2-705	無職	
安藤　文恵			10,	000	H30. 9. 13	茂原市上茂原394-3	無職	
児島　玲子			5,	000	H30. 9. 18	市川市大洲3-2-11	無職	
この頁の小計		1,	488,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
藤本　久代			10,	000	H30. 9. 18	船橋市二和西4-26-3	無職	
永易　宗和			30,	000	H30. 9. 18	我孫子市緑2-11-10-104	無職	
間宮　泰子			10,	000	H30. 9. 18	松戸市五香8-24-4	無職	
鈴木　尚子			10,	000	H30. 9. 18	松戸市牧の原1－5ハルキビル301	無職	
丹下　かい子			10,	000	H30. 9. 18	松戸市牧の原団地1-20-314	無職	
佐藤　ちよ			10,	000	H30. 9. 18	松戸市牧の原団地1-21-316	無職	
橋本　裕子			50,	000	H30. 9. 18	松戸市新松戸1-42-4	無職	
河野　泉			30,	000	H30. 9. 18	船橋市西習志野1－25－8	医師	
石田　明美			2,	000	H30. 9. 18	大網白里市上貝塚427－6	無職	
湯川　秀夫			20,	000	H30. 9. 18	白井市七次台3－45－2	無職	
園川　峰紀			10,	000	H30. 9. 18	成田市中台 1-1-1サンコーポ中台4－306	無職	
佐藤　タエ子			5,	000	H30. 9. 18	船橋市前貝塚町255-153	無職	
市川　和弘			10,	000	H30. 9. 18	成田市吾妻3-1-3	無職	
鈴木　三千			20,	000	H30. 9. 18	東金市求名16-10	無職	
澤田　路子			20,	000	H30. 9. 18	船橋市前原東3-5-2	無職	
この頁の小計			247,	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）						寄　附　者　の　区　分	個　　人	
寄　附　者　の　氏　名	金　　額				年月日	住　　所	職　業	備　考
	十億	百万	千	円				
木村　峰子			50	000	H30. 9. 18	茂原市早野513-3	無職	
田中　なつみ			5	000	H30. 9. 18	我孫子市青山1-8-504	無職	
川崎　順一			10	000	H30. 9. 18	船橋市丸山1-17-8	無職	
阿部　良一			47	500	H30. 9. 20	四街道市旭ヶ丘3-15-13	無職	
中村　かよ子			5	000	H30. 9. 20	銚子市陣屋町4-41	無職	
広瀬　清			7	000	H30. 9. 20	佐倉市上座400-243	無職	
石渡　美枝			25	000	H30. 9. 20	八街市四木1280	無職	
根本　義郎			47	500	H30. 9. 20	香取市大戸34-17	無職	
西宮　香代子			30	000	H30. 9. 20	松戸市小金原8-21-17	無職	
小柴　玲子			10	000	H30. 9. 20	千葉市稲毛区小仲台7-3-1ルネ稲毛フォレスタ棟918号	無職	
上川　高央			10	000	H30. 9. 23	市川市中山3-11-18	無職	
中村　正			20	000	H30. 9. 23	八街市八街に155-2　九十九路団地2-2-7	無職	
宮本　愛子			10	000	H30. 9. 23	松戸市野菊野2-1017	無職	
武藤　美津江			100	000	H30. 9. 23	柏市中原1-4-41	市議会議員	
萩原　冷子			1	000	H30. 10. 4	船橋市飯山満町3丁目1348	無職	
この頁の小計			378	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
浅野　彰			5	000	H30.10.4	四街道市大日317-19	無職	
冨所　礼子			10	000	H30.10.4	印西市木刈6－9	無職	
伊原　エツ			20	000	H30.10.4	八街市八街は37-49	無職	
秋本　信孝			3	000	H30.10.4	市川市本北方3－4－10	無職	
張替 廣美			10	000	H30.10.4	船橋市三山9－27－4	無職	
廣瀬　邦治			10	000	H30.10.4	印西市木下東4－6－13	無職	
和田　馨			3	000	H30.10.4	習志野市東習志野1－12－3	無職	
前田　成子			10	000	H30.10.4	市川市福栄4-25－5	無職	
旭爪　恭子			5	000	H30.10.4	柏市藤心2-6-2	無職	
旭爪　あかね			5	000	H30.10.4	柏市藤心2-6-2	小説家	
石垣　照夫			10	000	H30.10.16	千葉市緑区越智町1701－93	無職	
友松　尋子			44	000	H30.10.30	船橋市田喜野井4-5-10	高校講師	
瀧川 恵里子			230	000	H30.11.1	四街道市大日140-11	無職	
猪俣　俊治			10	000	H30.11.1	八街市吉倉645－1	無職	
大竹　米子		3	000	000	H30.11.15	八千代市大和田334－4	無職	
この頁の小計		3	375	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
坪内　佳世			50,	000	H30.11.15	千葉市花見川区畑町838－6	自営業	
藤　しず江			10,	000	H30.11.16	千葉市緑区おゆみ野5-19-10	無職	
土方　明果			500,	000	H30.11.29	佐倉市城253-9	無職	
成山　昌夫			20,	000	H30.11.29	白井市大山口2-7-9	無職	
松永　弘美			10,	000	H30.11.29	千葉市花見川区花園3-3-17	無職	
松永　悦子			10,	000	H30.11.29	千葉市花見川区花園3-3-17	無職	
元山　健			10,	000	H30.11.29	船橋市咲が丘2-10-7	無職	
吉田　英明			5,	000	H30.11.29	木更津市清見台2-28-9	無職	
沼田　純一			30,	000	H30.11.29	船橋市駿河台1-20-23	無職	
樋口　義人			10,	000	H30.12.11	静岡県伊東市松原湯端町3-10-803	無職	
八田　英之			50,	000	H30.12.13	富津市下飯野973-9	無職	
八田　厚子			50,	000	H30.12.13	富津市下飯野973-9	無職	
駒形　八寿子			500,	000	H30.12.13	市原市辰巳台東3-10-1辰巳台ﾊｲﾗｲｽﾞ701	政党職員	
吉田　順平			100,	000	H30.12.16	習志野市谷津3-29-6-103	無職	
吉元　伸			100,	000	H30.12.16	船橋市前原西2-32-5	税理士	
この頁の小計			1,455,	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（７）寄　附　の　内　訳　（個　人）						寄　附　者　の　区　分	個　人	
寄　附　者　の　氏　名	金　額				年月日	住　所	職　業	備　考
	十億	百万	千	円				
白井　康夫			10,	000	H30. 12. 19	千葉市中央区蘇我町1-1-1	無職	
本吉　万千子			10,	000	H30. 12. 19	千葉市稲毛区天台3-3-4-204	無職	
池原　登美子			3,	000	H30. 12. 19	市川市伊勢宿13－7	無職	
木幡　充			10,	000	H30. 12. 20	千葉市美浜区幸町2-16-7-101	政党職員	
田久保　公規			50,	000	H30. 12. 21	船橋市本町1-7-10-501	弁護士	
柳田　清			200,	000	H30. 12. 21	千葉市花見川区花見川1－18－104	無職	
加藤　俊哉			50,	000	H30. 12. 27	千葉市若葉区若松町2173－43	無職	
矢野　光雄			100,	000	H30. 12. 27	船橋市南本町33－14	無職	
瑞慶山　茂			10,	000	H30. 12. 27	松戸市松戸728-7	弁護士	
大橋　広志			40,	000	H30. 12. 27	野田市鶴奉39	無職	
君島　修平			50,	000	H30. 12. 28	四街道市千代田１－16－3	無職	
河合　俊浩			100,	000	H30. 12. 28	千葉市美浜区真砂3-18-2-201	無職	
小川　惣兵			100,	000	H30. 12. 28	習志野市東習志野2-9-1-505	無職	
武石　英紀			30,	000	H30. 12. 28	野田市吉春881-2	政党職員	
加治　和一			13,	200	H30. 12. 31	市原市椎の木台1－30－9	無職	
この頁の小計			776,	200				
その他の寄附								
合計								

→ ※　下記注意(1)参照。

→ ※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
大胡　慶一郎			50,	000	H30. 12. 31	印西市小林大門下2－5－1	無職	
星野　允子			100,	000	H30. 12. 31	習志野市東習志野6－6－18	無職	
結城　久輔			330,	000	H30. 12. 25	千葉市美浜区高洲2-6-6-105	無職	
花井　透			50,	000	H30. 9. 30	千葉市美浜区幸町1-11-1-203	医師	
前田　浩			17,	600	H30. 12. 25	東金市宿618-4	政党職員	
竹ノ内　寛子			7,	500	H30. 12. 25	習志野市実籾2-17-16グランパス202	政党職員	
川俣　進			109,	220	H30. 12. 25	船橋市高根台6-6-2　レクセルマンション1-620	政党職員	
安田　智美			165,	400	H30. 12. 25	千葉市花見川区花園2-8-20-302	政党職員	
本原　康雄			95,	550	H30. 12. 25	印西市木刈4-27-14	団体職員	
大西　航			100,	000	H30. 12. 25	市川市大野町2-107-2-101	政党職員	
中嶋　誠			50,	000	H30. 12. 25	千葉市花見川区柏井町1533-32	政党職員	
川副　邦明			250,	000	H30. 12. 25	千葉市花見川区朝日ヶ丘3261にれの木台2-7-302	政党職員	
菅原　功二			250,	000	H30. 12. 25	千葉市美浜区高浜5-10-4	政党職員	
松田　義明			250,	000	H30. 12. 25	千葉市稲毛区園生町449-1-3-308	政党職員	
小松　実			30,	000	H30. 12. 20	千葉市花見川区瑞穂2-1-1ガーデンプラザ新検見川21-205	無職	
この頁の小計		1,	855,	270				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
武石　英紀			200,	000	H30. 12. 10	野田市吉春881-2	政党職員	
山崎　温之			40,	000	H30. 12. 25	千葉市稲毛区天台3-14-2	政党職員	
浮揚　幸裕			280,	000	H30. 12. 25	船橋市夏見2-5-6-402	政党役員	
永井　出			130,	320	H30. 12. 20	四街道市さつきヶ丘11-8	団体職員	
吉田　隆寛			7,	900	H30. 12. 25	千葉市中央区都町2-2-20-201	政党職員	
加藤　久美			58,	000	H30. 12. 25	千葉市花見川区朝日ヶ丘2-3-8-501	会社員	
上野　洋嗣			31,	000	H30. 12. 25	八千代市大和田新田156-49	政党職員	
守川　幸男			61,	700	H30. 12. 28	市原市光風台1-331	弁護士	
藤野　善夫			47,	000	H30. 12. 28	千葉市若葉区都賀の台4-25-5	弁護士	
冨田　登喜子			14,	100	H30. 12. 28	白井市谷田893	無職	
鈴木　正彦			7,	200	H30. 12. 20	柏市藤心3-4-23	無職	
矢田　春代			14,	400	H30. 12. 25	流山市向小金2-219-1-402	政党職員	
似里　敬之			19,	000	H30. 12. 20	市原市惣社1-12-1-201	団体職員	
秋元　司			9,	500	H30. 12. 20	千葉市若葉区桜木北3-23-19	団体職員	
児玉　亮佑			10,	100	H30. 12. 20	船橋市薬円台1－22－3－109	団体職員	
この頁の小計			930,	220				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
向　淳			16,	500	H30. 12. 20	東京都墨田区東駒形4-20-12	団体職員	
中村　亘			9,	900	H30. 12. 20	千葉市花見川区検見川町3-316-26	団体職員	
岡田　朝志			359,	300	H30. 12. 30	四街道市大日487－2	医師	
鈴木　ひとみ			141,	800	H30. 12. 30	千葉市美浜区真砂3-13-6-919	会社員	
石塚　俊彦			120,	600	H30. 12. 30	千葉市稲毛区緑町1-16-20	会社員	
宮島　光之			89,	100	H30. 12. 30	印西市戸神台1-1　B301	会社員	
本田　睦子			104,	300	H30. 12. 30	印西市戸神台1-1　B301	看護師	
松田　恵子			8,	000	H30. 12. 20	千葉市稲毛区園生町449-1-3-308	無職	
四野見　正敏			100,	000	H30. 7. 25	千葉市花見川区幕張町4-1814-1-312	無職	
この頁の小計			949,	500				
その他の寄附		6,	123,	638	→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計		63,	569,	912	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目	金額	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費			
(1) 人件費	68,232,821		
(2) 光熱水費	1,641,366		
(3) 備品・消耗品費	3,054,998		
(4) 事務所費	41,413,299		
小計 ((1)～(4))	114,342,484		
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	6,796,883		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	5,904,876		
（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費	0		
（内訳） イ 宣伝事業費	5,904,876		
（内訳） ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
（内訳） エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	573,004		
(5) 寄附・交付金	226,812,896	226,812,896	
(6) その他の経費	0		
小計 ((1)～(6))	240,087,659	うち本部・支部間の交付金合計 226,812,896円	
合計	354,430,143	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

（内訳）ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その 14）、（その 15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件１万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件５万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

「コピー機により複写した領収書の写し」が必要

(その15)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（３）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） (1) 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費 6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　組織対策費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			90,	000	H30. 3. 29	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
〃			90,	000	H30. 4. 24	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
〃			90,	000	H30. 6. 29	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
〃			90,	000	H30. 12. 28	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
この頁の小計			360,	000				
その他の支出		6,	306,	673				
合計		6,	666,	673				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（３）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） (1) 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費 6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　行事費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費			130,	210	H30. 2. 17	公益財団法人四街道市地域振興財団	四街道市大日396	
この頁の小計			130,	210				
その他の支出				0				
合計			130,	210				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1　組織活動費　　6　その他の事業費 2　選挙関係費　　7　調査研究費 3　機関紙誌の発行事業費　　8　寄附・交付金 (4)　宣伝事業費　　9　その他の経費 5　政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝自動車の維持費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
自動車の整備・修理代			104,	348	H30. 4. 3	ファインオートサービス　代表　飯島誠之助	千葉市美浜区新港139-7	
この頁の小計			104,	348				
その他の支出				0				
合計			104,	348				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（３）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1　組織活動費　　6　その他の事業費 2　選挙関係費　　7　調査研究費 3　機関紙誌の発行事業費　　8　寄附・交付金 (4)　宣伝事業費　　9　その他の経費 5　政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　ビラ等作成費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
看板代			129,	600	H30. 2. 6	株式会社きかんしコム	京都府京都市南区久世殿城町330-1	
印刷代			777,	600	H30. 1. 11	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃			970,	203	H30. 7. 10	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃			447,	110	H30. 10. 9	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃			51,	968	H30. 10. 16	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃			648,	507	H30. 11. 22	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
印刷代		1,	154,	061	H30. 3. 8	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
〃			101,	520	H30. 10. 9	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
印刷代			314,	739	H30. 6. 7	株式会社光陽メディア	東京都新宿区築地町8	
この頁の小計		4,	595,	308				
その他の支出								
合計								

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（３）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1　組織活動費　　6　その他の事業費 2　選挙関係費　　7　調査研究費 3　機関紙誌の発行事業費　　8　寄附・交付金 (4)　宣伝事業費　　9　その他の経費 5　政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　ビラ等作成費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	88,985	H30.12.19	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
〃	88,985	H30.12.19	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
〃	88,985	H30.12.19	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
〃	87,985	H30.12.19	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
〃	135,145	H30.12.21	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
この頁の小計	490,085				
その他の支出	715,135				
合計	5,800,528				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費 6 その他の事業費 (7) 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 書籍購入費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			573,	004				
合計			573,	004				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　納付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
納付金		4,	594,	869	H30. 1. 31	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
〃		3,	522,	719	H30. 2. 28	〃	〃	
〃		3,	777,	050	H30. 3. 30	〃	〃	
〃		3,	580,	807	H30. 4. 27	〃	〃	
〃		3,	543,	497	H30. 5. 31	〃	〃	
〃		3,	490,	841	H30. 6. 29	〃	〃	
〃		3,	914,	198	H30. 7. 31	〃	〃	
〃		3,	699,	002	H30. 8. 31	〃	〃	
〃		3,	472,	390	H30. 9. 28	〃	〃	
〃		3,	500,	011	H30. 10. 31	〃	〃	
〃		3,	701,	588	H30. 11. 30	〃	〃	
〃		13,	004,	376	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計		53,	801,	348				
その他の支出				0				
合計		53,	801,	348				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金		3,	146,	898	H30. 1. 31	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255－１	
〃		2,	978,	083	H30. 2. 28	〃	〃	
〃		2,	949,	143	H30. 3. 30	〃	〃	
〃		2,	920,	669	H30. 4. 27	〃	〃	
〃		2,	916,	127	H30. 5. 31	〃	〃	
〃		2,	910,	263	H30. 6. 29	〃	〃	
〃		2,	989,	310	H30. 7. 31	〃	〃	
〃		2,	936,	214	H30. 8. 31	〃	〃	
〃		2,	898,	053	H30. 9. 28	〃	〃	
〃		2,	910,	555	H30. 10. 31	〃	〃	
〃		2,	900,	893	H30. 11. 30	〃	〃	
〃		2,	904,	393	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計		35,	360,	601				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		2,	474,	423	H30. 1. 31	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
〃		2,	254,	381	H30. 2. 28	〃	〃	
〃		2,	246,	879	H30. 3. 30	〃	〃	
〃		2,	252,	000	H30. 4. 27	〃	〃	
〃		2,	328,	440	H30. 5. 31	〃	〃	
〃		2,	454,	857	H30. 6. 29	〃	〃	
〃		2,	195,	187	H30. 7. 31	〃	〃	
〃		2,	254,	741	H30. 8. 31	〃	〃	
〃		2,	264,	375	H30. 9. 28	〃	〃	
〃		2,	253,	941	H30. 10. 31	〃	〃	
〃		2,	250,	232	H30. 11. 30	〃	〃	
〃		2,	254,	552	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計		27,	484,	008				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	193,	645	H30. 1. 31	日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会	市川市八幡2-8-2	
〃		1,	122,	131	H30. 2. 28	〃	〃	
〃		1,	119,	714	H30. 3. 30	〃	〃	
〃		1,	110,	179	H30. 4. 27	〃	〃	
〃		1,	121,	537	H30. 5. 31	〃	〃	
〃		1,	093,	913	H30. 6. 29	〃	〃	
〃		1,	098,	267	H30. 7. 31	〃	〃	
〃		1,	108,	248	H30. 8. 31	〃	〃	
〃		1,	103,	518	H30. 9. 28	〃	〃	
〃		1,	108,	781	H30. 10. 31	〃	〃	
〃		1,	110,	993	H30. 11. 30	〃	〃	
〃		1,	099,	779	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計		13,	390,	705				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	643,	904	H30. 1. 31	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会	松戸市千駄堀1810-2	
〃		1,	551,	075	H30. 2. 28	〃	〃	
〃		1,	505,	829	H30. 3. 30	〃	〃	
〃		1,	495,	418	H30. 4. 27	〃	〃	
〃		1,	503,	657	H30. 5. 31	〃	〃	
〃		1,	523,	881	H30. 6. 29	〃	〃	
〃		1,	513,	598	H30. 7. 31	〃	〃	
〃		1,	515,	161	H30. 8. 31	〃	〃	
〃		1,	506,	289	H30. 9. 28	〃	〃	
〃		1,	510,	519	H30. 10. 31	〃	〃	
〃		1,	535,	325	H30. 11. 30	〃	〃	
〃		1,	511,	322	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計		18,	315,	978				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		2,	550,	666	H30. 1. 31	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
〃		1,	757,	384	H30. 2. 28	〃	〃	
〃		2,	184,	772	H30. 3. 30	〃	〃	
〃		2,	132,	319	H30. 4. 27	〃	〃	
〃		2,	038,	831	H30. 5. 31	〃	〃	
〃		2,	015,	402	H30. 6. 29	〃	〃	
〃		2,	032,	201	H30. 7. 31	〃	〃	
〃		1,	887,	837	H30. 8. 31	〃	〃	
〃		2,	029,	622	H30. 9. 28	〃	〃	
〃		2,	022,	988	H30. 10. 31	〃	〃	
〃		2,	014,	621	H30. 11. 30	〃	〃	
〃		2,	159,	989	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計		24,	826,	632				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	285,	010	H30. 1. 31	日本共産党千葉県印旛地区委員会	佐倉市鏑木町487-5	
〃		1,	128,	359	H30. 2. 28	〃	〃	
〃		1,	143,	320	H30. 3. 30	〃	〃	
〃		1,	107,	253	H30. 4. 27	〃	〃	
〃		1,	106,	584	H30. 5. 31	〃	〃	
〃		1,	102,	927	H30. 6. 29	〃	〃	
〃		1,	100,	015	H30. 7. 31	〃	〃	
〃		1,	103,	611	H30. 8. 31	〃	〃	
〃		1,	099,	417	H30. 9. 28	〃	〃	
〃		1,	105,	981	H30. 10. 31	〃	〃	
〃		1,	107,	361	H30. 11. 30	〃	〃	
〃		1,	147,	946	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計		13,	537,	784				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	1,259,357	H30. 1. 31	日本共産党千葉県北部地区委員会	旭市口1404-1	
〃	1,024,449	H30. 2. 28	〃	〃	
〃	1,025,192	H30. 3. 30	〃	〃	
〃	982,548	H30. 4. 27	〃	〃	
〃	1,004,354	H30. 5. 31	〃	〃	
〃	1,014,603	H30. 6. 29	〃	〃	
〃	1,025,659	H30. 7. 31	〃	〃	
〃	1,004,428	H30. 8. 31	〃	〃	
〃	988,620	H30. 9. 28	〃	〃	
〃	983,815	H30. 10. 31	〃	〃	
〃	1,008,860	H30. 11. 30	〃	〃	
〃	1,001,527	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計	12,323,412				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7)．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	569,	178	H30. 1. 31	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
〃		1,	497,	569	H30. 2. 28	〃	〃	
〃		1,	506,	223	H30. 3. 30	〃	〃	
〃		1,	487,	716	H30. 4. 27	〃	〃	
〃		1,	496,	974	H30. 5. 31	〃	〃	
〃		1,	478,	216	H30. 6. 29	〃	〃	
〃		1,	480,	263	H30. 7. 31	〃	〃	
〃		1,	484,	166	H30. 8. 31	〃	〃	
〃		1,	506,	820	H30. 9. 28	〃	〃	
〃		1,	488,	429	H30. 10. 31	〃	〃	
〃		1,	472,	776	H30. 11. 30	〃	〃	
〃		1,	382,	398	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計		17,	850,	728				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金			899,	192	H30. 1. 31	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
〃			855,	557	H30. 2. 28	〃	〃	
〃			849,	407	H30. 3. 30	〃	〃	
〃			938,	970	H30. 4. 27	〃	〃	
〃			849,	173	H30. 5. 31	〃	〃	
〃			848,	249	H30. 6. 29	〃	〃	
〃			843,	783	H30. 7. 31	〃	〃	
〃			768,	173	H30. 8. 31	〃	〃	
〃			765,	665	H30. 9. 28	〃	〃	
〃			768,	293	H30. 10. 31	〃	〃	
〃			768,	594	H30. 11. 30	〃	〃	
〃			766,	644	H30. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計		9,	921,	700				
その他の支出				0				
合計		173,	011,	548				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			納付金	4,594,869	H30.1.31	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃	3,522,719	H30.2.28	〃	〃	
			〃	3,777,050	H30.3.30	〃	〃	
			〃	3,580,807	H30.4.27	〃	〃	
			〃	3,543,497	H30.5.31	〃	〃	
			〃	3,490,841	H30.6.29	〃	〃	
			〃	3,914,198	H30.7.31	〃	〃	
			〃	3,699,002	H30.8.31	〃	〃	
			〃	3,472,390	H30.9.28	〃	〃	
			〃	3,500,011	H30.10.31	〃	〃	
			〃	3,701,588	H30.11.30	〃	〃	
			〃	13,004,376	H30.12.28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	53,801,348				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額				年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億	百万	千	円				
			交付金		3,	146,	898	H30. 1. 31	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255-1	
			〃		2,	978,	083	H30. 2. 28	〃	〃	
			〃		2,	949,	143	H30. 3. 30	〃	〃	
			〃		2,	920,	669	H30. 4. 27	〃	〃	
			〃		2,	916,	127	H30. 5. 31	〃	〃	
			〃		2,	910,	263	H30. 6. 29	〃	〃	
			〃		2,	989,	310	H30. 7. 31	〃	〃	
			〃		2,	936,	214	H30. 8. 31	〃	〃	
			〃		2,	898,	053	H30. 9. 28	〃	〃	
			〃		2,	910,	555	H30. 10. 31	〃	〃	
			〃		2,	900,	893	H30. 11. 30	〃	〃	
			〃		2,	904,	393	H30. 12. 28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		35,	360,	601				
9	0	0	合計								

（その16）

（４）　本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		2,	474,	423	H30. 1. 31	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
			〃		2,	254,	381	H30. 2. 28	〃	〃	
			〃		2,	246,	879	H30. 3. 30	〃	〃	
			〃		2,	252,	000	H30. 4. 27	〃	〃	
			〃		2,	328,	440	H30. 5. 31	〃	〃	
			〃		2,	454,	857	H30. 6. 29	〃	〃	
			〃		2,	195,	187	H30. 7. 31	〃	〃	
			〃		2,	254,	741	H30. 8. 31	〃	〃	
			〃		2,	264,	375	H30. 9. 28	〃	〃	
			〃		2,	253,	941	H30. 10. 31	〃	〃	
			〃		2,	250,	232	H30. 11. 30	〃	〃	
			〃		2,	254,	552	H30. 12. 28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		27,	484,	008				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	193,	645	H30. 1. 31	日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会	市川市八幡2-8-2	
			〃		1,	122,	131	H30. 2. 28	〃	〃	
			〃		1,	119,	714	H30. 3. 30	〃	〃	
			〃		1,	110,	179	H30. 4. 27	〃	〃	
			〃		1,	121,	537	H30. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	093,	913	H30. 6. 29	〃	〃	
			〃		1,	098,	267	H30. 7. 31	〃	〃	
			〃		1,	108,	248	H30. 8. 31	〃	〃	
			〃		1,	103,	518	H30. 9. 28	〃	〃	
			〃		1,	108,	781	H30. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	110,	993	H30. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	099,	779	H30. 12. 28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		13,	390,	705				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	643,	904	H30. 1. 31	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会	松戸市千駄堀1810-2	
			〃		1,	551,	075	H30. 2. 28	〃	〃	
			〃		1,	505,	829	H30. 3. 30	〃	〃	
			〃		1,	495,	418	H30. 4. 27	〃	〃	
			〃		1,	503,	657	H30. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	523,	881	H30. 6. 29	〃	〃	
			〃		1,	513,	598	H30. 7. 31	〃	〃	
			〃		1,	515,	161	H30. 8. 31	〃	〃	
			〃		1,	506,	289	H30. 9. 28	〃	〃	
			〃		1,	510,	519	H30. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	535,	325	H30. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	511,	322	H30. 12. 28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		18,	315,	978				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		2,	550,	666	H30. 1. 31	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
					1,	757,	384	H30. 2. 28	〃	〃	
			〃		2,	184,	772	H30. 3. 30	〃	〃	
			〃		2,	132,	319	H30. 4. 27	〃	〃	
			〃		2,	038,	831	H30. 5. 31	〃	〃	
			〃		2,	015,	402	H30. 6. 29	〃	〃	
			〃		2,	032,	201	H30. 7. 31	〃	〃	
			〃		1,	887,	837	H30. 8. 31	〃	〃	
			〃		2,	029,	622	H30. 9. 28	〃	〃	
			〃		2,	022,	988	H30. 10. 31	〃	〃	
			〃		2,	014,	621	H30. 11. 30	〃	〃	
			〃		2,	159,	989	H30. 12. 28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		24,	826,	632				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	285,	010	H30. 1. 31	日本共産党千葉県印旛地区委員会	佐倉市鏑木町487-5	
			〃		1,	128,	359	H30. 2. 28	〃	〃	
			〃		1,	143,	320	H30. 3. 30	〃	〃	
			〃		1,	107,	253	H30. 4. 27	〃	〃	
			〃		1,	106,	584	H30. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	102,	927	H30. 6. 29	〃	〃	
			〃		1,	100,	015	H30. 7. 31	〃	〃	
			〃		1,	103,	611	H30. 8. 31	〃	〃	
			〃		1,	099,	417	H30. 9. 28	〃	〃	
			〃		1,	105,	981	H30. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	107,	361	H30. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	147,	946	H30. 12. 28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		13,	537,	784				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	259,	357	H30. 1. 31	日本共産党千葉県北部地区委員会	旭市ロ1404-1	
			〃		1,	024,	449	H30. 2. 28	〃	〃	
			〃		1,	025,	192	H30. 3. 30	〃	〃	
			〃			982,	548	H30. 4. 27	〃	〃	
			〃		1,	004,	354	H30. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	014,	603	H30. 6. 29	〃	〃	
			〃		1,	025,	659	H30. 7. 31	〃	〃	
			〃		1,	004,	428	H30. 8. 31	〃	〃	
			〃			988,	620	H30. 9. 28	〃	〃	
			〃			983,	815	H30. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	008,	860	H30. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	001,	527	H30. 12. 28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		12,	323,	412				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	569,	178	H30. 1. 31	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
			〃		1,	497,	569	H30. 2. 28	〃	〃	
			〃		1,	506,	223	H30. 3. 30	〃	〃	
			〃		1,	487,	716	H30. 4. 27	〃	〃	
			〃		1,	496,	974	H30. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	478,	216	H30. 6. 29	〃	〃	
			〃		1,	480,	263	H30. 7. 31	〃	〃	
			〃		1,	484,	166	H30. 8. 31	〃	〃	
			〃		1,	506,	820	H30. 9. 28	〃	〃	
			〃		1,	488,	429	H30. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	472,	776	H30. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	382,	398	H30. 12. 28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		17,	850,	728				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金			899,	192	H30. 1. 31	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
			〃			855,	557	H30. 2. 28	〃	〃	
			〃			849,	407	H30. 3. 30	〃	〃	
			〃			938,	970	H30. 4. 27	〃	〃	
			〃			849,	173	H30. 5. 31	〃	〃	
			〃			848,	249	H30. 6. 29	〃	〃	
			〃			843,	783	H30. 7. 31	〃	〃	
			〃			768,	173	H30. 8. 31	〃	〃	
			〃			765,	665	H30. 9. 28	〃	〃	
			〃			768,	293	H30. 10. 31	〃	〃	
			〃			768,	594	H30. 11. 30	〃	〃	
			〃			766,	644	H30. 12. 28	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			9,	921, 700				
9	0	0	合計			226,	812, 896				

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☑	☐	
イ　建物	☑	☐	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	☐	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） (ア) 土地　イ 建物　ウ 地上権等　エ 動産　オ 預金等　カ 金銭信託　キ 有価証券　ク 出資　ケ 貸付金　コ 敷金　サ 施設利用権等　シ 借入金					
摘　　要	金　　額					年月日	備　　考
	十億	百万	千	円			
千葉市中央区登戸333番		2,	889,	190		1961. 9. 25	146. 12㎡
この頁の小計		2,	889,	190			
合　　計		2,	889,	190			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
　　(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) ア 土地　エ 動産　キ 有価証券　コ 敷金 (イ) 建物　オ 預金等　ク 出資　サ 施設利用権等 ウ 地上権等　カ 金銭信託　ケ 貸付金　シ 借入金					
摘　要	金額					年月日	備　考
	十億	百万	千	円			
千葉市中央区新千葉3-16-15		30,	000,	000		1961. 9. 25	485. 35㎡
この頁の小計		30,	000,	000			
合計		30,	000,	000			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) ア 土地　(エ)動産　キ 有価証券　コ 敷金 イ 建物　オ 預金等　ク 出資　サ 施設利用権等 ウ 地上権等　カ 金銭信託　ケ 貸付金　シ 借入金					
摘　要	金　額					年月日	備　考
	十億	百万	千	円			
宣伝車		5,	559,	260		H22.8.5	宣伝車1台
この頁の小計		5,	559,	260			
合計		5,	559,	260			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

領収書等の写し
政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 31 年 4 月 1 日

政治団体の名称　**日本共産党千葉県委員会**

会計責任者の氏名　**大西　航**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要